

議案第56号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、職務の特殊性並びに国及び他の地方公共団体の状況等に鑑み、緊急消防援助隊等として出動した職員に係る緊急消防援助等業務手当を設けるとともに、災害対策業務手当の額の改定を行う等の必要があるによる。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条の2」に改める。

第12条に次の1号を加える。

(13) 緊急消防援助等業務手当

第20条第2項中「350円とする」を「2,160円以内において規則で定める」に改める。

第3章中第24条の次に次の1条を加える。

（緊急消防援助等業務手当）

第24条の2 緊急消防援助等業務手当は、職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う業務その他これに準じるものとして規則で定める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき2,160円以内において規則で定める。

第27条中「第24条まで」を「第24条の2まで」に改める。

附則第7項の前の見出し及び同項から附則第11項までを削る。

附則第12項中「（新型コロナウイルス感染症を除く。）」を削り、同項を附則第7項とし、附則第13項を附則第8項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第15項中「附則第12項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第16項中「附則第12項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第12条第8号及び第20条の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。